

(議事録)

土屋部会長                     それでは、ただいまから第4回埼玉県最低賃金専門部会を開催いたします。

                                    まず、委員の出席状況について事務局から説明をお願いいたします。

賃金指導官                     今日は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名にご出席いただいております。委員9名のうち3分の2以上が出席されていることから、最低賃金審議会令第5条第2項により、本審議は有効に成立していることをご報告いたします。

土屋部会長                     埼玉県最低賃金専門部会運営規程第6条第1項により、会議及び議事録は原則公開とされているところであります。現在傍聴者の方は何名いらっしゃいますか。

賃金指導官                     傍聴者は4名です。

土屋部会長                     分かりました。

                                    本専門部会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益代表は私が、労働者側は迫委員、使用者側は廣澤委員をお願いいたします。

                                    まず、審議資料について事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長                         資料1は委員追加要望資料です。

                                    昨日までの専門部会において、目安で取り上げられた、頻繁に購入する品目の上昇率、全国の分は中央最低賃金審議会に出ていけれども、埼玉県の数字がないと議論がなかなか進まないのではないかと、何か資料になるものがないかという御要望をいただいていたところでは。

                                    2020年基準消費者物価指数の解説という資料の中に、各分類に対する、物価指数を決めるときのウエイトの一覧があります。頻繁に購入する品目の44品目について、都道府県別の金額は出ていませんというのは前回までに申し上げたとおりです。ウエイトに関して、解説を見ましたが、品目の小分類に関してはウエイトが載っておりませんでした。その1つ上の階層の中分類については、都道府県ごとのウエイトが公表されておりました。

                                    表紙の次のページ、縦長の表をご覧ください。頻繁に購入する品目44品目のうち1つでも含む中分類、全部で12種類ですが、それらの中分類項目とウエイトに網掛けをしております。全国とさいた

ま市の分、参考に千葉市と東京都区部の数値も表示しております。

そして、審議の資料としてお使いいただければと思って用意したのが、その次のページ以降、横長の表です。左上に「さいたま市」と書いた表は、2022年10月から2023年6月まで、また、2023年10月から2024年6月までの各中分類44品、頻繁に購入する品目44品目のうち1つでも、これらの項目を含む、中分類の指標を、それぞれ各月の分を出しました。

そして、その上で各月の12の中分類の指標の加重平均を出しました。それが、1つ区切れた下の表です。頻繁に購入する品目を1つでも含む中分類の加重平均を、指標で出しております。

そして、2023年10月から2024年6月までについては、各月の対前年同月比の上昇率を表示しております。2023年10月から2024年6月までの対前年同月日の上昇率を単純平均したものが、二重の四角で囲んであるところ、さいたま市でいくと、上昇率は4.6ということでした。

左上に「全国」と表示したものは、全国の数値について、さいたま市のものと同じ方法でまとめた表です。

資料の説明は以上です。

土屋部会長

ありがとうございました。

今の御説明に対して、また、この資料につきまして、何か御質問等、あるいは御意見等ありましたらお願いいたします。

中分類ごとの全国とさいたま市の比較の表は、前日の会議のときに出していただいていたわけですね。

賃金室長

はい。

土屋部会長

今回のそれを全体として見たときに、さいたま市と全国とで、どの程度になっているかということのデータを、御努力いただいてつくってもらったものを、出していただいたということですね。

賃金室長

はい。

土屋部会長

全国だと5.0ですね。

賃金室長

そうです。

土屋部会長

昨年の10月から今年の6月までの平均で5.0。さいたま市で4.6。

福田部会長代理 教えてください。中賃で国が5.4と言っていますよね。あれは5.0に対応するほうの数字が5.4だということですよ。

賃金室長 中賃で出た5.4は、頻繁に購入する品目44品目のみを取り上げて出てきたものです。今回、この全国でお示ししているのは44品目を1つでも含む中分類を全部上げていますので、44品目以外の、頻繁に購入する品目以外のものも入っている数字ではありません。

福田部会長代理 だから、普通に考えると、それで少し少なめに出ているということは、埼玉の4.6というのが、国の5.4に対応する数字として考えると、4.6よりは少し上の可能性が高いということは、確かなわけですよ。対応関係を見ると、国が使っている5.4の数字のほうが大きいわけでしょう、5.0よりも。だから埼玉の4.6の数字に対して、5.4に対応する数字はないのだというのが最初からのお話なんだけど、推測するに、4.6よりは多い可能性が高いのではないかぐらいのことは言ってもいい。

賃金室長 確定的なことは、言えません。

廣澤委員 そうですよ、データがないのだから。

福田部会長代理 そうかもしれませんけれど。失礼しました。

廣澤委員 加重平均とは具体的にはどういうことですか。

賃金室長 加重平均は、さいたま市の表で見ますと、穀類のところがウエイト179とあります。2022年の指数が106.9です。まず、ウエイトの179と指数の106.9を掛け合わせます。これを穀類の値とします。これを同じように12の中分類について計算し、それらを足し上げていきます。

次に、穀類の179と、魚介類の155と、12の中分類に割り当てられているウエイトを全部足していきます。

加重平均の指数は、ウエイトと指数を掛けたものの合計を、ウエイトの合計で割ったものです。

土屋部会長 ほかに御質問は。

オブザーバー安藤 よろしいですか。

土屋部会長 どうぞ。

オブザーバー安藤 数字の出し方ですが、さっきの御説明の中で、さいたま市のところでいくと、一番下の箱の2023の108.2、平均ですね、それから、右のほうに行くと113.1となって、これを割り算すると4.6になるという。

賃金室長 説明不足で申し訳ございません。この108.2という平均値は、2022年10月から6月までの単純平均です。右側にある平均113.1、これは2023年10月から2024年6月までの加重平均の各月の単純平均です。  
4.6はどうやって出したかといいますと、下半分のほう、2023年10月から7.3、対前年同月比で上昇率。11月が5.6。これを、6月までありますが、この数字を単純平均したものです。

オブザーバー安藤 例えば7.3、今御説明いただいた2023年10月の7.3というのは、割り算としては、113.9割る106.1という、そういうことになるわけですか。

賃金室長 そうです。106.1から113.9に。

近藤委員 引き算する、そうですね。

賃金室長 計算式は $(113.9 \div 106.1 \times 100) - 100$ です。

近藤委員 これ、引き算ではないですか。

賃金室長 引き算ではないです。式はどうなっているかというのと、こうなっております。113.6を106.0で割って、この106.0に対して113.6はどれぐらいの割合なのかというのを百分率で出して、マイナス100をすると、上昇率が出るかと思えます。要は106.0を100とした場合に、113.6は幾つになるのかというところですよ。

近藤委員 1点、さっきの見方で、私も確認ですが、その上の数字の113.9とかという数値というのは、これは2020年比で単純に物価が上がっている割合みたいな感じで。例えば、2024の1月でいうと、112.7というのは、これは2020年の基準月との比較ですか。

賃金室長 そうです。

近藤委員 今、物価が112.7に上がっていますよという見方をすればいい。

賃金室長 はい、おっしゃるとおりです。

近藤委員 分かりました。6月だけ見れば、物価の上がり幅というのは、あまり全国と埼玉は変わりはないというふうに、113.5と113.7ということなので、0.2の差ですよということですね。

土屋部会長 ほかに御質問や御意見がございましたら。

オブザーバー安藤 すみません。

土屋部会長 どうぞ。

オブザーバー安藤 度々すみません。1点確認ですが、今ほどお話しいただいたこの4.6の出し方、要は対前年同月比のほうの平均という出し方というのは、中央審議会のほうの5.4を出すときと同じ方法で出しているということによろしいのですね。

賃金室長 同じ方法で出しております。

オブザーバー安藤 分かりました。そうすると、例えば穀類でいえば、アンパン、食パン、カレーパン、この3つでやるのか、それとも全体のものでやるのかというところの誤差だけで、あとについては、5.4のと同じ方法で。

賃金室長 おっしゃるとおりです。

オブザーバー安藤 埼玉のデータに基づいているということになるわけですね。分かりました。

土屋部会長 ほかは。この資料については、よろしいですか。

それでは、議題に入りたいと思います。議題の1は、埼玉県最低賃金の改正決定についてです。昨日に引き続いて審議を行っていきたいと思います。

昨日の審議ですが、重要な資料、データがそろってないということで、その資料を出してもらってからでないということで、昨日は一旦打ち切りということになりましたが、今回、資料を事務局のほ

うで努力して御用意いただきました。

この資料は今配られたばかりなので、これを基にして今御意見をと言っても難しいかとも思いますが、どうでしょうか。

おさらい的なことですが、労働者側は、今のところ、金額でいうと59円ということで、ただ、目安金額50円で、そのプラスアルファという、今のところプラスアルファが9円なのですが、そこはデータとかを見つつ考えていく余地があるというお話で終わっていました。

使用者側についても、データを示してもらわないとなかなか審議が進められないということで、金額としては40円ということで、前回の審議の時点ではそうだったわけです。

あと、そのデータに加えて、中小企業に対する支援策について、実効性あるものにしていくというようなことの提言も行っていきたいという話もありました。

前回の審議の段階では、こういったことだったわけですが、どうしましょう。今、ぱっと見てというか、今資料を配られて、いろいろ御質問もされて、御理解もそれなりにされたかとは思いますが、それを踏まえて、また改めて御主張いただくということにしたいのですが、少し時間が必要ですか、それぞれ。

では、一旦休憩としましょうか。

#### (休 憩)

土屋部会長

それでは、審議を再開いたします。休憩中に、労働者側、使用者側それぞれお話し合いいただいたかと思しますので、その結論も得られているかと思しますので、まずは労働者側からお話しいただきたいと思えます。

迫委員

では、労働者側からになります。

まず、このデータをつくっていただきまして、大変ありがとうございました。とても苦勞されたのではないかと思います。

労働者側から、このデータの中身を見させていただきまして、このデータでいくと、傾向値といったところでは、全国とさいたま市の差異を見ますと、単月においても大きな隔たり、差異はないとデータの中で確認をさせていただきました。今後も、参考にしながら、議論を進めていけたらと思っております。

以上です。

土屋部会長

金額的にはどうですか。まだ。

迫委員 金額的なところ、具体的なところまではまだです。

土屋部会長 目安プラスアルファで、今のところプラスアルファは9円ですね、59円。

迫委員 時点のところですが。ただ、そこから、今御提出いただいたデータなどを見ながら検討します。

土屋部会長 見ながら、また、使用者側の御意見、御議論を踏まえつつ。

迫委員 そうですね。踏まえつつという形になります。

土屋部会長 何とか合意して決めることができるのであれば、努力して、その方向で。

迫委員 そうですね。

土屋部会長 労働者側の金額についても検討すると。では、使用者側はどうでしょうか。

廣澤委員 使側としても、データ作成いただいたことに感謝申し上げます。中賃と全く同じデータではないものの、データを拾える範囲で計算していただいた結果という点を踏まえ、これまでの3.85%を4.6%、47円まで引き上げたいと思います。以上です。

土屋部会長 それでは、今日、新しく資料を作成いただいて、それを踏まえての御意見を今それぞれいただきましたが、では、この場で御議論いただければと思います。いかがでしょうか。

近藤委員 ちょっと1点、質問が。

土屋部会長 どうぞ。

近藤委員 今の使用者側の4.6%に引き上げたいというお話をいただいた中で、この数字というのは先ほどの頻繁に購入する物品の消費者物価指数から持ってこられたと捉えているのですが、中央目安最賃を見ると、生計費に関する公益見解を見ますと、あくまでも帰属家賃3.4%に一定程度の上振れを入れるということを踏まえての5%

ということで、直接的に5.4%は、あくまでも参考にしていたというような見解だったかなと捉えております。

そういった考え方についても、この後、もし、尊重というか、目安の尊重というところには、その考え方も踏まえていく必要もあるのかなと考えておりますので、ぜひそういった点も踏まえながら、この後審議できればと思っております。よろしくお願ひいたします。

嶋田委員

よろしいでしょうか。今お話しいただいたとおりですが、我々も物価につきましては、資料によっていろいろ違いますが、3%そこで推移していると認識をしています。

その中でも、当初提案した中でも、軽減策の0.25%を入れて3.85%にしてベースをつくったのですが、今回はその中でも、価格上昇が大きい、頻繁に購入しているという部分を加味して、この数字4.6をよりどころにして数字をつくったということでありませう。

ですから、もちろん一定程度これ上乗せをしているという認識がありますが、通常使っているCPIの数字とはちょっと違う数値を裏づけとして使わせていただいているという形だと思います。

作成に御尽力いただき、本当にありがとうございました。

土屋部会長

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

高橋委員

繰り返しになるかもしれないのですが、さいたま市の数値というのは、あくまで参考にはなるし、よりどころにする数値というところも一定程度は理解しますが、やはり中央で出している頻繁に購入する品目に対しての今回のさいたま市として、埼玉県としての数値を出していただいたということで、イコールには絶対的にはならないだろうなというふうに思っていますし、中央の考え方としても、5.4%としているのはあくまで参考値になりますのでさいたま市のこの数値というのはあくまで我々として、傾向としてはつかめる数値ではあるものの、参考値として捉えています。先ほど中央の考え方も尊重しつつ、金額については、引き続き議論していきたいというふうに改めてお答えさせていただきます。

廣澤委員

よろしいですか。

土屋部会長

どうぞ。

廣澤委員

その考え方で基づくなら、中賃は5.4%という頻繁に購入するデータより低い数値の5%を持ちだしてきている。その理屈でいく



なら使側も4.6でなく、もっと低い数値を提示する考え方もあると思うが、それは労働者の生計費、消費者物価の上昇を踏まえた考え方としては、望ましくないと思い、4.6を提示しているということです。

土屋部会長                   どうぞ。

高橋委員                   よろしいですか。ロジック的なところは十分理解はしていますが、あくまでも物価上昇の率だけで決めるものではないと考えています。中央の最低賃金審議会でも、目安として5%を出しているものと捉えていますので、あくまで4.6%の今回の数値というものはあるものの、それだけで決定すべきものでもないというところが議論のポイントと思っています。ロジックでいうと、そこは十分認識しています。

近藤委員                   今の点、もう一点だけ、補足という言い方はあれですが、あくまで中央の最賃の5.4という数字は、我々は今確認できない数字となっております。というところが1点と、あともう1点、あまりこの頻繁に購入する物品の消費者物価指数だけに注目し過ぎてはいけないなと思っておりまして、その内容で言えば、昨年度埼玉は0.4ポイント全国より高かったということについては、特に踏まえてはおりませんという背景、経緯もありますので、基本今年については、やっぱり参考にとにかく、この考え方を入れるというような考えでとどまるほうが、あまり数字を細かく見ていくのは、ちょっと危険かなと考えております。

土屋部会長                   昨年の0.4ポイントという、その0.4ポイントは。

近藤委員                   中分類で比較をするとという、これもあまり意味のない話になってしまうのですが、今日いただいたデータで見ると、去年、埼玉は物価が高かったというのが、ほったらかしという言い方は変ですが、それも踏まえた審議でしたので、今さら戻るつもりはありませんが。

土屋部会長                   中賃の目安小委員会の報告書にある5.4に対応する数値は、もうデータの制約上、得られないと。得られない中で、それに見合うというか、それに関わる数字として、努力いただいたのが今回のデータということですね。それだと全国で5.0で、さいたま市で4.6ということですね。

使用者側としては、中賃の目安小委員会の報告はおおむね尊重されるということで、それは物価上昇を重視して、目安金額を決めて

いますが、その考え方については理解するところであって、その金額自体は50円という、どの地域でも50円なのですが、その金額自体については、埼玉県地域の物価上昇の状況等を踏まえて見たときに、50円という金額ではないだろうということですね。

廣澤委員 データに基づいた審議という意味ではそういうことですね。

土屋部会長 ほかにいかがでしょうか。

オブザーバー安藤 よろしいですか。

土屋部会長 どうぞ。

オブザーバー安藤 オブザーバーで、すみません。中小企業の立場からすると、先日も申しあげましたように非常に苦しい中で、何とか説明ができるどころの数字というようなことを使用者側としても考えた上でのところでもありますので、そこはよろしくお願ひしたいと、御理解をいただきたいと思います。

土屋部会長 今回の資料の4.6は、あくまでも頻繁に購入する品目を1つでも含んでいる中分類についての平均の値になるので、繰り返しですが、目安小委員会の報告という5.4には対応しない。

だから、これは本当に推測ですが、今日の資料で、全国5.0、さいたま4.6だということだと、4.6よりは、頻繁に購入する品目について、これはもう数字がないから、本当に推測ではありますが、ある程度高くなるのかなという。5.0で5.4、全国。さいたま市は4.6、それよりは高くなる、数値として。推測ですが、推測はできるかと思うところですね。

藤本委員 今のお話は5.4を踏まえて5.0にしているのではないですか。5.0を踏まえて5.4にしているわけではないと思うのですが。だから、埼玉は4.6を踏まえて、本当は最初我々が提案したもっと低いベースのところだったかもしれないけれども、そこは誤差が含まれている値なので、この数値を尊重するしかないと思っております。

それから、やっぱり消費者物価指数というのは、春闘もそうですが、我々使側が一番重要視して、賃上げをするときのベースになっておりますので、何かほかの指数をベースにという、これだけではないというお話がありましたが、去年の鉱工業指数でいこうとしたときに、消費者物価指数でというお話もあったように、去年の考えも踏まえますと、今一番多く使われている消費者物価指数をベース

に議論するしかないと思っています。

土屋部会長                   ほかに御意見とかありましたら。

嶋田委員                    すみません、よろしいですか。

土屋部会長                   どうぞ。

嶋田委員                    4.6だとか4.7だとかという、その辺の数字のところを細かく詰めるというよりも、全体の傾向として数値を見るということで、4.6という数字を使ったので、それはそれで、頻繁に購入するのは少し物価が上がっているんだよねと、こういうことで考えればいいのではないかと思って、4.6ということのをベースに取らせてもらっただけですが、あとはやはり最低賃金、目安と仮定すると、50円とか、我々が今言っているのは47円プラスぐらいということですが、かなり上げ幅としては大きいわけなので、やっぱり中小企業については、非常に負担も大きくなってくるとは思うわけですが、やはりこれを継続的に賃上げできる環境をいかに整えていくかということのを併せて、そこに入れていく必要があるのかなということ、先般来、施策の実効性だとかというお話をさせていただいているので、やはり中小企業の労働生産性を高めて、賃金が払えるような環境づくりというのが極めて重要なのかと思いますので、今後も、上がっていくという可能性も十分ある中で、今我々が考えるべきところは、そのところが大きいのではないかと考えております。

廣澤委員                    その点でいうと、昨日、加藤委員が発言していた業務改善助成金の件について、もう一度、加藤さんからご発言いただけますか。

オブザーバー加藤        中小企業あるいは小規模事業者のほうで負担がやっぱり重い、特にやりたくてもなかなか財源がない。あるいは横並びでやらざるを得ない。あるいは人員を確保するためにやらざるを得ないという非常に厳しい状況のところが多い中でも、最低賃金という罰則のあるものを決められた場合は、やっぱりやらなくてはいけない部分も出てきますので、それを支援する要望を昨年も出しています。それに対して、1年間かけてどういうふうな効果が出ているのかを検証しないと、やはり数字だけ言っても、なかなか難しいのではないかと、ということで、少なくとも1年間支援した部分の分析をもう少しやっていただきたいというお話をさしあげたのですが、その辺についても、報告いただけるとありがたいと思っています。

土屋部会長 労働者側からは何かありますでしょうか。

オブザーバー根岸 オブザーバーの立場ですが。

土屋部会長 どうぞ。

オブザーバー根岸 今、加藤委員からお話のあった部分に付随するようなところであるのですが、これまでいろいろな周知の部分については、それぞれの補助金であるとか助成金について、経営者団体の皆さんのところからの情報周知とか、そういった部分については、十分されているのではないかと想像されるのですが、例えば30人以下の事業者、小規模の事業者のところを見たときに、どういった情報の周知の方法があるのか、その部分が例えば県のホームページを見ると分かりますよ。みたいなことになっていると、なかなか難しいというところがあって、私どもも労働組合の立場であります。小規模の経営者の皆さんといろいろな懇談をする中で話を聞くと、そういったものがあるのかどうなのかというのは、残念ながら、知らなかったという話をよく聞くものですから、そういった部分について何らか検討いただくと、今後の部分については少し変わってくるのかと思う次第であります。

以上です。

土屋部会長 ほかに何かありましたら。特になければ、まだ金額がかなり差が大きいので、59円ですよね、今のところ。で、47円という。なかなかこの場で、全体協議でいろいろ議論しつつ、合意に向けてというのも難しいのかと思いますので、一旦、また休憩とさせてもらっていいですか。個別に少し、休憩時間中に懇談をさせてもらえればと思いますが。

では、一旦休憩いたします。

(休 憩)

土屋部会長 それでは、ただいまから議事を再開いたします。

休憩中に、公益委員と労働者側、使用者側とそれぞれ個別協議、懇談を行いました。その結果についてですが、労働者側からは、目安金額である50円にプラスアルファで、幾らかでも近隣、特に東京都との最低賃金格差を縮小したいという御主張であります。プラスアルファであれば賛成するという御主張です。

他方で使用者側は、中小企業支援策等の、これは実効性についての検証を求めているらしいです。また加えて、それを踏まえた実

効性ある施策についての提言を行いたいというお考えで、その上で、目安金額の50円であれば賛成できるということでした。

ということで、まだ現状、差があるところが、労使であるわけですが、少しこの場で御議論いただくことがありましたら、お願いしたいのですが。

迫委員                   では、よろしいですか。

土屋部会長               どうぞ。

迫委員                   労側としては、50円プラスアルファということで、格差是正分といったところに少し重点を置いております。

また、意見陳述の中でも、各労組さんから、格差是正で、近郊、東京の方に流れてしまっているといったところも切実に訴えかけられたと。私たちも、それはしっかりと受け止めて、そこをしっかりとやっていかなければと思っております。

公益の皆さんと使用者側の皆さんに聞かせていただきたいのが、格差是正についての今時点での受け止めみたいところがあれば、お聞かせいただければと思います。

土屋部会長               まずは使用者側の皆さんが、どう思っているか。

廣澤委員               実際には、企業の方で賃金水準を調整して、東京と埼玉の格差に対応しているのだと思います。その点も踏まえながら、人手不足の解消につながるのであれば、格差是正できたほうが良いとは思っています。

ただ、使側としては、50円という金額そもそもが大きいので、そこへさらに上乘せをすることを、企業に理解を求めることは大変厳しい、難しいと思っております。

以上です。

土屋部会長               ほかはいかが。では、藤本さん。

藤本委員               非常に東京との格差というところを大事にされているという印象は感じておるのですが、本来、東京と埼玉の賃金格差みたいなものは、それぞれの企業努力で解消すべきものであって、法律上の罰則がある最賃で縛ってしまうものではないのではないかと考えております。企業立地をする上で、人件費や土地の値段が安いところ、郊外に企業立地をするというのは原則論であって、そこから九州の半導体の会社のように非常に高額な給料で人を確保するという実例も

あるように、本来は企業努力で人を確保していくべきだと思っています。それはやはり研究に特に多い中小企業、こちらにとっては本当に存続の問題になってしまうと思います。だから、皆様があまり差がつかないようにというところも理解はできるので、そこは例えば、示された目安の間までの調整のところでも酌んでいただくとか、そういったことだったらあると思うのですが、格差是正のために、さらにプラスで幾らという考え方は、私は少し違うのではないかという意見を持っているところであります。

土屋部会長

公益委員からはいかがでしょう。公益委員としての見解というか、これまで専ら労使のほうで、議論を行っていただいていたのですが、公益委員の見解は、次回の会議のときにお話をするという予定ということで考えておるわけですが、御質問がありました。格差是正という点について、今、御意見のある方がいらっしゃったらお願いできればと思います。

次回、その他も含めて、お話しするということがいいですか、公益の見解、考えについては。

迫委員

はい、分かりました。

土屋部会長

そのほかいかがでしょうか。

それでは、金額だけについて、もう1回言いますと、50プラスアルファと、50ということで、まだこの時点では、労使で……。

福田部会長代理

実行性のある施策をやるという。

土屋部会長

それは言っています。

福田部会長代理

前提でということですね。

土屋部会長

はい、それは最初に言っております。金額だけでいうと、まだ差があるということで、この場で今となると、公益委員の見解も、まだお話をしていないところなので。

では、次回に、また引き続き審議を、次回に持ち越しというか、今回の審議はこれまでとし、また引き続いて、審議を続けていきたいと思っています。

ということで、議題1は以上でよろしいでしょうか。

では、議題の2に移りたいと思います。議題2はその他ですが、何か委員の皆様からありましたら。

事務局からありますでしょうか。

賃金室長

ございません。

土屋部会長

では、よろしいでしょうか。

これで議題の2も終了とさせていただきます。

それでは、これで議事は全て終了いたしました。

次回ですが、第5回埼玉県最低賃金専門部会は、8月1日、明日木曜日、午前9時30分から開催いたします。公労使三者で行う審議は公開とします。

これで本日の部会は閉会です。どうも本日はありがとうございました。

— 了 —